

## 卷末資料

---

## 札幌市文化財保存活用地域計画（案）に対するパブリックコメント

### 1 実施期間

令和元年10月28日（月）から11月26日（火）までの30日間

### 2 資料

文化財保存活用地域計画（案）本書及び概要版

### 3 資料の配布方法・閲覧場所

- ・ 市民文化局文化財課（札幌時計台ビル10階）
- ・ 札幌市役所本庁舎 市政刊行物コーナー
- ・ 各区役所（総務企画課広聴係）
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ 札幌市公式ホームページ

### 4 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、札幌市公式ホームページ上のお問い合わせフォーム、持参

### 5 パブリックコメント実施結果

(1) 意見提出者数 2人・5団体

意見件数 18件

(2) 内訳

(ア) 年代別内訳

年代	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	団体	計
人数	0	0	0	0	1	0	1	5	7

(イ) 提出方法別内訳

提出方法	郵送	ファックス	電子メール	ホームページ	持参	計
人数	0	2	1	1	3	7

(ウ) 意見内訳

分類	件数	構成比
第1章 目的と位置付け	0	0.0%
第2章 札幌市の概要	2	11.1%
第3章 札幌市の文化財	5	27.8%
第4章 札幌市の歴史文化	1	5.6%
第5章 文化財の保存・活用の方針	7	38.9%
第6章 文化財の保存・活用に関する措置	2	11.1%
全体	1	5.6%
計	18	100.0%

No.	該当項目	該当ページ	意見概要	札幌市の考え方
1	第2章 札幌市の概要 3 歴史的環境	26	安政4年(1857)以降、発寒、星置などで開墾が始まり…。とありますが江戸幕府箱館奉行所(石狩支所)史料によると、安政3年(1856年)ではないですか？	文献を確認し、安政4年と記載されている文献もあることから、以下のように修正いたしました。  【修正前】 安政4年(1857年)以降、発寒、星置などで開墾が始まり 【修正後】 安政4年(1857年)頃から、発寒、星置などで開墾が始まり
2	第2章 札幌市の概要 3 歴史的環境	26	「札幌のアイヌ民族の歴史」発寒神社の近くで、昭和7年 北大の高倉博士らによって発掘されたアイヌ民族と思われる二体及び、中国貨幣、埋蔵品等の記述があり、これらを加えてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、地域計画(本編)では触れませんが、これまでの調査や市民アンケートを基に作成したリスト(別冊資料編)に記載します。
3	第3章 札幌市の文化財 1 文化財の把握の方針	35	文化財の分類方法  大分類 中分類 小分類 動産 有形要素 生活用品…など となっているが、小分類の民具・資料の分類内容は、札幌市独自のものではなく、国が実施している「民俗資料の分類」文化庁「民俗資料調査収集の手引き」昭和40年を使用してはどうか。	小分類の分類内容につきましては、いただいたご意見も含め、国や先行事例の分類等を参考にデータ化を進めることを検討していきます。
4	第3章 札幌市の文化財 2 文化財に関する調査の概要	36	残したい構造物名 / 天狗橋 新川に架かる橋で、西区と北区を結ぶ。琴似屯田兵、堀内清四郎が建造した。堀内は鼻が高く、現場では天狗のおじちゃんと呼ばれて親しまれ、橋の名前も天狗橋と呼ばれるようになった。	天狗橋について、地域計画(本編)では触れませんが、これまでの調査や市民アンケートを基に作成したリスト(別冊資料編)に記載します。
5	第3章 札幌市の文化財 2 文化財に関する調査の概要	37	動産・無形要素・伝承 西区として加えたい。 タバコを持つてる やさしい警察官 近年、受動喫煙が問題となり、道議会では喫煙所の設置問題が新聞に掲載されている。 昔、琴似では白鳥由栄が捕まり、脱走事件が解決した。 脱獄囚(王)の白鳥は、網走監獄を昭和19年8月に脱獄し、昭和23年1月、通りすがりの警察官2名にタバコをねだり、1本吸って気が落ち着いた。白鳥は、警察官の扱いに感動し、自首への道を選んだ。以後、脱獄はない。 もし、警察官がタバコを持っていなかったら、人間扱いしてもらえなかったら、たぶん白鳥は、逃亡の道を選んだと思われる。 琴似において、1本のタバコと警察官の対応が、極悪脱獄囚を真人間に変えたドラマである。網走監獄の囚人作業に、旭川から網走間の国防道路に開通があり、屯田兵も参加したと聞く。	ご意見を基に、これまでの調査や市民アンケートを基に作成したリスト(別冊資料編)に記載します。

No.	該当項目	該当ページ	意見概要	札幌市の考え方
6	第3章 札幌市の文化財 3 文化財の現状	43	本市には市指定以外の無形文化財がある。その実態を早期に調査し、その結果を市民に公表すべきである。	市指定以外の無形文化財を含め、これまでの調査や市民アンケートを基に文化財リストを作成いたしました（別冊資料編に掲載）。
7	第3章 札幌市の文化財 3 文化財の現状	48	札幌景観資産の表に追加  春日緑地（西区発寒10条4丁目）に、建立されている発寒開拓功労者「永田休蔵」の碑を加えてほしい。	札幌景観資産の表は、現時点で指定されているものを記載しています。永田久蔵の碑については、これまでの調査や市民アンケートを基に作成したリスト（別冊資料編）に「永田久蔵之碑」として記載します。
8	第4章 札幌市の歴史文化 1 札幌市の歴史文化の特徴	67	明治40年（1907年12月）には、こちらも民間人として初めてホルスタイン種を輸入…とあるが、ホルスタイン種の輸入は、明治18年（1885年）に民間主導で輸入（月寒、吉田牧場？）となっており、初めてを削除してはどうか。	いただいたご意見を踏まえ文献を再確認し、記載を以下のように修正しました。  【修正前】 「明治40年（1907年）12月には、こちらも民間人として初めてホルスタイン種を輸入～」 【修正後】 「また、明治40年（1907年）には、ホルスタイン種牛を輸入～」
9	第5章 文化財の保存・活用の方針 1 保存・活用の現状  （第6章 文化財の保存・活用に関する措置 1 保存・活用に関する措置）	73  (94)	旧札幌控訴院（札幌市資料館）（市指定有形文化財）・観覧施設、控訴院時代の法廷を再現した「刑事法廷展示室」等の展示。★ 旧刑事裁判法廷展示室は、裁判長が被告人を見下す、始めから有罪ありき、の起訴された98%が有罪という、世界の司法基準からは有り得ない、冤罪を量産する歪な負の遺産である。欧米の今日での法廷は、裁判長も被告も判事も弁護人もフラットな会場で裁判の審理が行われている。『日本の司法は中世レベル』と世界中から酷評されている象徴でもある。廊下からの覗き窓が付いているのは、風俗産業の遺産にも思える。時代錯誤の旧刑事裁判法廷展示室は、撤去した方が、青少年への悪影響が無くなる。	旧札幌控訴院（札幌市資料館）の刑事法定展示室は、創建当時の法廷を再現し司法の歴史を表したもので、この場を利用し現在の司法制度について学ぶことのできる学習の場を提供しております。
10	第5章 文化財の保存・活用の方針 1 保存・活用の現状	74	地域固有の文化財や歴史文化の保存・伝承のため、各保存団体は苦労しているが、その実態を知らざるして文化財行政を推進することは”木を見て森を見ず”である。	歴史文化の保存・伝承に携わる方を含め、多くの方の意見を聞きながら、文化財の保存活用に取り組んでいきたいと考えています。
11	第5章 文化財の保存・活用の方針 2 保存・活用の課題	81	無形文化財の実態を早期に調査し、その実態を把握しなければ「保存・伝承」、「活用」、「連携・協調」の取り組みはできないと考える。	市指定以外の無形文化財を含め、これまでの調査や市民アンケートを基に文化財リストを作成いたしました（別冊資料編に掲載）。
12	第5章 文化財の保存・活用の方針 2 保存・活用の課題	81～ 83	札幌にある文化財の札幌市民への周知がまいちできていないように思えます。どこにどんな施設があるのかを知らない市民の方が多くなる気がします。多くの市民の方に知ってもらうにはその文化財を使用したイベントなどを官民一体となっていけば大きな効果を得られるのではないのでしょうか。さらに学校教育の場にもこうした文化財を見学する機会を創出するとともに、なにか子供たちの記憶に残るような体験も同時に行うことができれば、愛着が生まれ、この先の文化継承にも繋がる事になると思います。	文化財の市民への周知は、文化財情報のデータベース化とその公開や、シンポジウムの開催、学校教育における学習機会の提供等により、札幌の文化財の価値や魅力が広く共有されるよう努めていきます。 また、文化財施設で和装体験、講座の開催などを実施しておりますが、今後もさらに充実していくよう取り組んでいきます。

No.	該当項目	該当ページ	意見概要	札幌市の考え方
13	第5章 文化財の保存・活用の方針 2 保存・活用の課題	82, 83	本市の無形文化財の保存・活用の課題等について、委員会などで、どのような議論がされていたのか？また、文化財課でどれだけのことを把握しているか？早期に公表すべきである。 意識調査の結果は、昨年の「基本計画（第3期）」で判明していることなので、着手すべきことは、早期に実行に移すべきと考える。	歴史文化基本構想策定委員会の議事録は文化財課ホームページにて公開しております。 「文化芸術意識調査」では、文化財の保存・活用に関する取組について、多くの市民が大切だと思っていること等を把握いたしました。各種施策につきましては、市民や団体の意見も聞きながら計画に基づき順次進めていきます。
14	第5章 文化財の保存・活用の方針 4 文化財の保存・活用の推進体制	88～91	5カ年計画、札幌市の体制も良いと思うが、すそ野を広げる人づくりを提案したい。つまり、市民で定年退職者、年金生活者（以下、シニアという）及び、学生の活用である。 文化財の保存活用に札幌市内でのみ有効な資格・登録制度の創設。 市民学芸員又は区民学芸員の制度を作成して、文化財の保管、管理、発掘、資料整理等、その地区特有の文化財の長けた人材に資格を与え登録する。 学生ならば、夏・冬休みを利用する。シニアなら、高い能力と経験を持つものも多いと思われる。 正規の学芸員を多数登用するのは金銭的に困難で、シニアや学生であれば、ボランティア、アルバイト感覚の低賃金で働ける人も出て来ると思われる。数年後には、この制度での採用試験による募集や、学生で卒業後の市職員採用試験の道が出来れば、人材も豊かなものになると思われる。 伊達市では、市民学芸員制度があり、若者が多く活躍している。 当方は全員高齢化が進み、文化財の保全、開室作業も時間の問題であり、上記のようなシステムにより、市の人材と協働での管理体制が出来ればと願っているところである。	札幌市の体制以外の取組として、新たに設置する「札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会」を中心として、行政以外にも様々な立場の関係者との連携・協働体制の充実を図っていくこととしており、市民学芸員などのアイデアは今後の参考にさせていただきます。 また、ご意見を踏まえ、以下のとおり記載を追加いたしました。  87ページ 5) 市民に期待される役割 【修正前】 記載なし 【修正後】 市や民間が行う事業・イベントへのボランティア参加
15	第5章 文化財の保存・活用の方針 4 文化財の保存・活用の推進体制	88～91	札幌市には伝統文化に関わっている方が多くいるため、その方々の意見を聞く場を広くもつ必要があると思います。 実際に伝統文化に関わっている方の意見はとても貴重で今後の活用、保存にも繋がっていくのではないのでしょうか。 協議会の設置は早急かつ広く有識者を募るべきだと思います。	伝統文化に携わる方を含め、多くの方の意見を聞きながら、「札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会」を中心に取り組んでいきたいと考えています。
16	第6章 文化財の保存・活用に関する措置 1 保存・活用に関する措置	94	食やイベントなどの観光が盛んですが、歴史や文化財についての観光はまだ発展の余地があると思います。 外国人の観光客の方は日本の伝統文化や歴史にかなりの関心がありますので、札幌の歴史、文化財を楽しめるよう、文化財を用いたイベントなどを企画することができれば、札幌の更なる国際観光の名所としても発展することができるのではないのでしょうか。 また、国内の観光客の方にも新たな札幌を知ってもらえると思います。	近年増加している外国人観光客の方に対しては、案内の多言語対応や、関連文化財群とストーリーを活かした周遊促進などにより、札幌の歴史や文化財の魅力を楽しんでもらえるような取組を行っていきたくと考えています。

No.	該当項目	該当ページ	意見概要	札幌市の考え方
17	全体		計画（案）を拝読しました。有難うございます。屯田兵村に関する記載があまりにも少ないように思われました。	<p>屯田兵については「市民ワークショップで話し合われた歴史文化の特徴」として第4章に記載していますが、札幌の歴史的環境を記載している第2章にも記載を追加しました。</p> <p>28 ページ  <b>【修正前】</b>  記載なし  <b>【修正後】</b>  トピック「札幌の屯田兵」</p>